

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(設置等の届出)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第15条第1項に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園設置届（第1号様式）とする。

2 前項の届出書には、次条第2項第1号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

3 省令第15条第2項の規定による届出（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第16条の規定による届出を行った市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を除く。以下同じ。）に係るものに限る。）は、幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）変更届（第2号様式）により行うものとする。

4 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 省令第15条第1項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び次条第2項第4号に掲げる書類

(2) 省令第15条第1項第5号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び変更箇所の新旧対照表

5 省令第17条に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（第3号様式）とする。

6 省令第18条に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園設置者変更届（第4号様式）とする。

7 前項の届出書には、次条第2項第1号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

(設置の認可の申請等)

第2条 省令第15条第1項に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第5号様式）とする。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 学級編制表
- (2) 職員組織表
- (3) 職員名簿
- (4) 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- (5) 園具及び教具の明細表
- (6) 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
- (7) 設置者が法第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- (8) 園長の就任承諾書
- (9) 園長の履歴書
- (10) 園長が法第26条において準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- (11) 園長の資格を証する書類
- (12) 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- (13) その他知事が必要と認める書類

3 省令第15条第2項の規定による届出（法第17条第1項の認可を受けた者に係るものに限る。）は、
幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその
図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届（第6号様式）により行うものとする。

4 前項の変更届には、変更に係る第2項第12号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合には、
当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 省令第15条第1項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した
書類及び第2項第4号に掲げる書類
- (2) 省令第15条第1項第5号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した
書類及び変更箇所の新旧対照表
- (3) 省令第15条第1項第6号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した
書類

5 省令第17条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第7号様式）とする。

6 前項の認可申請書には、第2項第12号に掲げる書類を添えなければならない。

7 省令第18条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第8号様式）とする。

8 前項の認可申請書には、第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（園長の届出）

第3条 幼保連携型認定こども園の設置者（市町村を除く。）が行う法第26条において準用する学校教育法第10条の規定による届出は、園長を定めた後速やかに、園長選任届（第9号様式）に前条第2項第10号から第12号までに掲げる書類を添えて行わなければならない。

（報告書の提出）

第4条 省令第29条に規定する報告書は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第10号様式）とする。

2 前項の報告書には、第2条第2項第2号、第3号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

3 省令第29条に規定する知事の定める日は、毎年6月30日とする。

（提出書類の省略）

第5条 知事は、この規則に基づき市町村が提出すべき書類又は国及び地方公共団体以外の者が提出すべき書類について、省令又はこの規則に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この規則に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 1 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置しますので届け出ます。

目	的		
名	称		
所	在	地	
教育及び保育の目標並びに主な内容			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法			
利用定員	子どもの区分		保 育 を 必 要 と す る 子 ど も
	年齢の区分		保育を必要とする子ども以外の子ども
	満 3 歳 未 満		人
	満 3 歳 以 上		人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 2 条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印を付けてください。）			第 1 号・第 2 号・第 3 号 第 4 号・第 5 号
開 設 の 時 期		年 月 日	

- （添付書類）
- 園則
 - 経費の見積り及び維持方法に関する書類
 - 学級編制表
 - 職員組織表
 - 職員名簿
 - 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - 園地、園舎その他設備の図面
 - 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
 - 園具及び教具の明細表
 - 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 26 条において準用する学校教育法第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
 - 園長の資格を証する書類
 - その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）を変更したいので届け出ます。

名 称		
名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

備考 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合は、「名称」欄は記入する必要はありません。

（添付書類）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合
 - （1） 変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - （2） 変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - （3） 変更後の園地、園舎その他設備の図面
 - （4） 変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 2 園則を変更する場合
 - （1） 変更後の園則
 - （2） 変更箇所の新旧対照表

第 3 号様式（第 1 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）しますので届け出ます。

名 称	
廃 止 （ 休 止 ） の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
廃 止 の 期 日 （ 休 止 の 予 定 期 間 ）	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
財 産 の 処 分	

備考 幼保連携型認定こども園の休止の場合は、「財産の処分」欄は記入する必要はありません。

第 4 号様式（第 1 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
幼保連携型認定こども園設置者変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

（新）市町村長
（旧）市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので届け出ます。

目 的	変更後	
	変更前	
名 称	変更後	
	変更前	
所 在 地	変更後	
	変更前	
設 置 者	変更後	
	変更前	
経費の見積り及び維持方法	変更後	
	変更前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 12 園長の資格を証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類

第 5 号様式（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので認可を申請します。

目 的			
名 称			
所 在 地			
教育及び保育の目標並びに主な内容			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法			
利 用 定 員	子どもの区分 年齢の区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	満 3 歳 未 満	人	
	満 3 歳 以 上	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 2 条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印を付けてください。）		第 1 号・第 2 号・第 3 号 第 4 号・第 5 号	
開 設 の 時 期		年 月 日	

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
- 12 設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 13 園長の就任承諾書
- 14 園長の履歴書
- 15 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 16 園長の資格を証する書類
- 17 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- 18 その他知事が必要と認める書類

第 6 号様式（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、
園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、
経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）を変更したいので届け出ます。

名 称		
目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

備考 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合は、「名称」欄は記入する必要はありません。

（添付書類）

- 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合
 - 変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - 変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - 変更後の園地、園舎その他設備の図面
 - 変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 園則を変更する場合
 - 変更後の園則
 - 変更箇所の新旧対照表
- 経費の見積り及び維持方法を変更する場合
変更後の経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 設置者が法人の場合
変更に係る理事会その他の議決機関の議事録の写し

第 7 号様式（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので認可を申請します。

名 称	
廃 止 （ 休 止 ） の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
職 員 の 処 置 方 法	
廃 止 の 期 日 （ 休 止 の 予 定 期 間 ）	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
財 産 の 処 分	

備考 幼保連携型認定こども園の休止の場合は、「財産の処分」欄は記入する必要はありません。

（添付書類）
理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

第 8 号様式（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

(新) 住 所 (個人にあつては、住所及び氏名)
名 称
代表者の職氏名

(旧) 住 所 (個人にあつては、住所及び氏名)
名 称
代表者の職氏名

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので認可を申請します。

目 的	変更後	
	変更前	
名 称	変更後	
	変更前	
所 在 地	変更後	
	変更前	
設 置 者	変更後	
	変更前	
経費の見積り及び維持方法	変更後	
	変更前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
- 12 設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 13 園長の就任承諾書
- 14 園長の履歴書
- 15 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 16 園長の資格を証する書類
- 17 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- 18 その他知事が必要と認める書類

第 9 号様式（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）
園 長 選 任 届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園の園長を選任したので届け出ます。

名 称					
園 長	氏 名 (前 任 者)	()	専任、兼任の別 (前任者の状況)	()	
選 任 の 理 由					
選 任 し た 日	年 月 日				

(添付書類)

- 1 園長の履歴書
- 2 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 26 条において準用する学校教育法第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 3 園長の資格を証する書類
- 4 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

第10号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所
名称
代表者の職氏名

（個人にあっては、住所及び氏名）

次のとおり幼保連携型認定こども園の運営状況を報告します。

名		称	
所		在 地	
教育及び保育の目標並びに主な内容			
実 員	子どもの区分 年齢の区分		保育を必要とする子ども 保育を必要とする子ども以外の子ども
	満 3 歳 未 満		人
	満 3 歳 以 上		人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印を付けてください。）			第1号・第2号・第3号 第4号・第5号
園		長	

備考 「実員」欄には、報告日前日において在籍している子どもの数を記入してください。

（添付書類）

- 1 職員組織表
- 2 職員名簿
- 3 その他知事が必要と認める書類